

## 国際協力NGOセンター 横領・経理不正問題 第三者調査委員会

### 設置要綱

#### (設置)

第1条 国際協力NGOセンター（以下「JANIC」という。）は、JANICにおいて2015年から2016年にかけて発生した横領・経理不正問題（以下「本件」という。）について、JANICのステークホルダーの皆様に対する説明責任を果たすため、国際協力NGOセンター横領・経理不正問題第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、JANICの横領・経理不正問題の調査を実施し、事実認定を行い、これを評価して原因を分析する。またその調査結果に基づき、再発防止策をJANIC理事長に提言する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員3人以上5人以内をもって組織し、NPOの経理・マネジメント・ガバナンスに識見を有する者、また弁護士を含む構成で、JANIC理事長が委嘱する。

#### (委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日からJANIC理事長へ提言の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

## (報告)

第7条 委員会は、所掌事務に係る報告書を作成し、JANIC理事長に報告する。JANIC理事長は、委員会からの報告書を速やかにステークホルダーに開示すること。

## (意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、JANIC理事長に対して会議に関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

## (秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第10条 委員会の庶務は、JANIC横領・経理不正問題内部委員会及びJANIC事務局において処理する。

## (委任)

第11条 この設置要綱定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附則

### (施行期日)

1 この要綱は、2021年9月9日から施行する。

### (会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会の会議は、JANIC理事長が招集する。

## 第三者調査委員会名簿

早坂 毅 (早坂毅税理士事務所 所長)

林 陽子 (アテナ法律事務所 弁護士)

山岡 義典 (法政大学 名誉教授)

(五十音順・敬称略)

以上